

## 関西広域連合職員の分限に関する規則

平成 22 年 12 月 4 日  
関西広域連合規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、関西広域連合職員の分限に関する条例（平成 22 年関西広域連合条例第 5 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による医師の指定は、職員の受診上の便宜を考慮して行うものとする。

2 指定する医師 2 名のうち 1 名は保健所、国立又は公立の病院、独立行政法人国立病院機構又は日本赤十字社の設置する病院、大学に附属する病院その他任命権者が同等と認める医療機関に勤務する者でなければならない。

3 病名、病状その他特別の事情により前項の規定によることが困難であると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、その他の医師を指定することができる。

(休職期間)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による休職の期間は、3 年に満たない場合は、当該休職にした日から引き続き 3 年を超えない範囲において、これを更新することができる。

2 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3 年に」とあるのは「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3 年を超えない範囲」とあるのは「当該任期の範囲」とする。

3 条例第 4 条第 1 項の場合において、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして休職にした職員で既に復職をしているものにつき、再び同号の規定に該当するものとしてこれを休職にするときは、その再度の休職の期間については、当該復職前の休職期間を更新するものとして、第 1 項の規定を適用する。この場合において、これらの休職の期間は、当該復職前の休職にした日（当該復職前の休職の期間が同項又はこの項の規定により更新したものである場合にあっては、その最初の更新前の休職にした日）から引き続いているものとみなす。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する職員に係る再度の休職の期間については、同項の規定を適用しない。

(1) その者の復職の日から起算して一年を経過した場合

(2) その者の復職前の休職の事由とした心身の故障と明らかに異なる心身の故障により再び休職にする場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、前項の規定により難い事情があると任命権者が認める場合

(更新手続)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により休職の期間を更新する場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 23 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 14 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。